

第 1 章 計画策定にあたって

- ◆第 1 節 計画策定の趣旨
- ◆第 2 節 計画が対象とする文化の範囲
- ◆第 3 節 計画の位置づけ・性格
- ◆第 4 節 計画の期間



■国指定重要文化財 佐賀城鯨の門及び続櫓

第1節 計画策定の趣旨

1 文化振興の意義

文化は、人々の営みの中から生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域の、また、そこに暮らす人々の特性をあらわすものです。しかし、都市化や情報化社会が進行する中で、地域文化は次第に薄らいできました。

こうした状況は、近年、多くの地域で豊かな心を育む教育や魅力あるまちづくりに取り組む中で、文化を重要視するようになってきたことで変わりつつあり、地域文化の価値が再認識されています。

本市では、以下の二つの視点から、文化の振興に取り組むこととします。

(1)「人づくり」の視点

文化の振興は、人々の感性や創造力、表現力を養い、多様性を受け入れることができる心豊かな人間性の形成につながります。また、核家族化や急激な都市化により、血縁や地縁が希薄化しつつある社会の中で、心のつながりを相互に理解し、人々の絆やコミュニケーション能力を高めるものでもあります。さらに、文化には、年齢や性別、人種、身体能力など、多様な場における差別や障壁を乗り越える力を見出すことができます。

(2)「まちづくり」の視点

全国の自治体がそれぞれのまちらしさを積極的にアピールする中で、個性あふれる文化のまちは、人を惹きつける魅力のひとつといえます。地域に脈々と受け継がれた有形・無形の歴史文化資源を守り、その資源を活かすことで新たなまちの魅力が生み出されます。

また、文化を振興することで創出される産業から、まちの活性化や雇用の確保にもつながります。

2 計画策定の背景

本市は、北に脊振山地を擁し、南は有明海に臨み、嘉瀬川・筑後川と有明海の営力で拓けたところに立地しています。この恵まれた地理的環境を舞台に、原始、古代、中・近世、近・現代と時代の流れとともに各時代にわたり特色のある文化を育み、順調に発展してきました。

また、海外からもたらされる文化をいち早く享受し、わが国の文化形成に大きな影響を与えました。

このような風土で培われた文化は、連綿として今も息づき、未来への継承・展開が期待されています。

わが国における社会・経済情勢は、少子高齢化の進行と人口の減少、グローバル化や高度情報化の進展など社会全体が大きく変化してきています。加えて、平成23年に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震、近年の豪雨災害は、社会のあり方や人の絆、地域のつながりを見つめなおす契機になりました。

また、世界中で拡大している新型コロナウイルス感染症は、これまでの私たちの生活様式や文化のあり方を大きく変えるものとなっています。このような状況下において、社会情勢の変化等に注視し続けながら、文化の振興に取り組むことが求められています。

本来、文化は豊かな人間性を涵養し、感性と創造力を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものです。

そこで涵養された豊かな人間性は、他者と共感し合う心を通じて意思の疎通を密なものとし、人間の相互理解を促進させ、ひいては国際協力の円滑化の基盤になるとともに、そこで育まれた感性と創造力は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとも言われています。

このようなことから、佐賀特有の「風土」に更なる磨きをかけ、他のまちにない魅力を発揮していくとともに、成熟社会における成長の源泉としての感性や創造力を育み、豊かな人間性を涵養するための文化を振興させ、次世代を担う子どもたちの財産として伝えていかなければなりません。

本市では、平成24年3月に策定した第1次佐賀市文化振興基本計画を踏まえ、平成29年3月に第2次佐賀市文化振興基本計画を策定し、文化施策を推進してきました。令和2年度は第2次計画の最終年度となることから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに上位計画との整合性を図りながら、引き続き文化施策を推進するための指針として、第3次佐賀市文化振興基本計画を策定するものです。

第2節 計画が対象とする文化の範囲

文化は、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味するとされています。

本計画で取り上げる「文化の範囲」は、文化の中核を成す文化財、伝統文化、芸術、芸能、生活文化、国民娯楽など下表に示したものとし、「文化芸術基本法」に例示されているものを参考とします。

＜本計画における文化の範囲＞

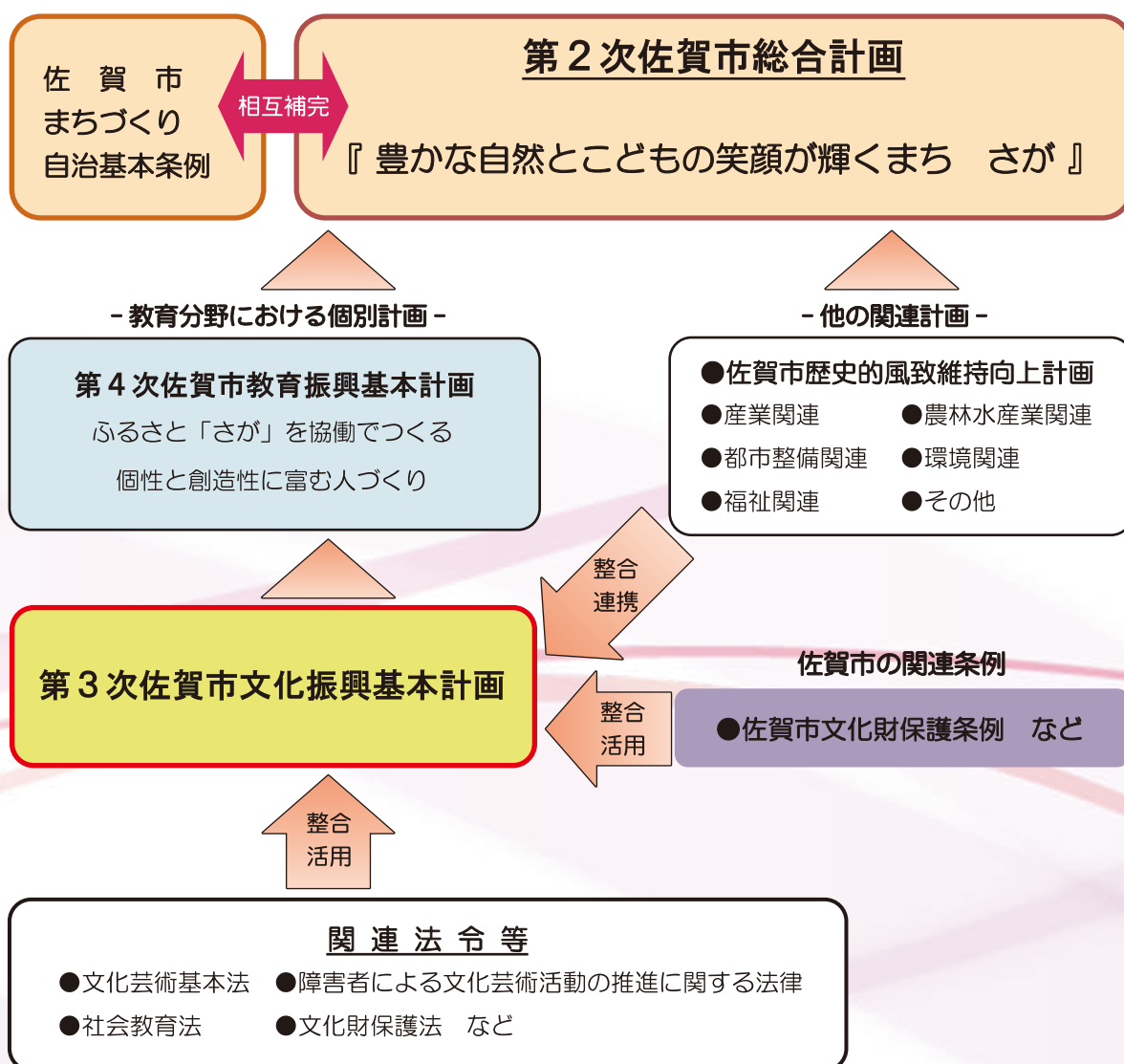
文化財等	有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、建造物、伝統的建造物群、埋蔵文化財、保存技術
地域における伝統文化	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
芸術	文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊などの芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、雅楽、文楽、歌舞伎、組踊などのわが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化などの生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋などの国民的娯楽、出版物、レコードなど

第3節 計画の位置づけ・性格

本計画は、第2次佐賀市総合計画及び第4次佐賀市教育振興基本計画において「未来につなげる文化の振興」と示されている施策を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、文化芸術基本法第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づく計画として位置づけています。

＜本計画の位置づけ＞



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、第2次佐賀市総合計画及び第4次佐賀市教育振興基本計画の策定状況や文化を取り巻く社会情勢の変化に沿って、必要に応じて見直していきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第2次佐賀市総合計画 (H27～R6)														
第4次佐賀市教育振興基本計画														
第3次佐賀市文化振興 基本計画														
佐賀市歴史的風致維持向上 計画（H24～R3）														
文化芸術推進基本計画 （第1期）														